

東京都公報

発行
東京都

目次

83

規則

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………一

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………一

○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………二

規則（公）

○警視庁組織規則等の一部を改正する規則……………二

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）……………五

規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十八号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項ア中「刑事総務課」の下に、「特別捜査課」を、「捜査第三課」の下に、「犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」を加え、「組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」及び「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」を削り、同項ウ中「捜査第三課」の下に、「薬物銃器対策課」を加え、「薬物銃器対策課」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十四号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八口の部一の項中「第一方面本部副部長のうち総合調整を担当するもの」を

「第一方面本部副部長のうち総合調整を担当するもの
匿名・流動型犯罪グループ対策本部の理事官のうち総合調整を担当するもの」
に定める。

「生活安全特別捜査隊長」や「生活安全特別捜査隊長」は、「地域部
組織犯罪対策特別捜査隊長」

「地域部理事官のうち
「通信指令本部における総合調整を担当するもの」や「刑事部理事官のうち
通信指令本部における総合調整を担当するもの」に定める。
特別捜査課における総合調整を担当するもの」

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布す
る。

令和七年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十五号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規
則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則（平成二十三年東京都人事委員
会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の部の(五)の項中「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」を削り、「警視庁特殊詐欺対
策本部」を「警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

規 則（公）

警視庁組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

●東京都公安委員会規則第13号

警視庁組織規則等の一部を改正する規則

（警視庁組織規則の一部改正）

第1条 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次
のように改正する。

目次中「第47条の6」を「第47条」に改める。

第2条第1項の表刑事部の項中「刑事総務課」を「刑事総務課
に、
「捜査第三
特別捜査課」

「捜査第三課
犯罪収益対策課
暴力団対策課
薬物銃器対策課」
課」を 国際犯罪対策課 に改め、組織犯罪対策部の項を削る。

第28条中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 警視庁公安捜査監督指導室（以下「公安捜査監督指導室」という。）に関する
こと。

第28条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号
の次に次の1号を加える。

(3) 公安警察の取締りの適正確保に関すること。
第35条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136
号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の指導に関すること（他の分掌に属す
るものを除く。）。

(9) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の指導に関
すること。
第36条を次のように改める。

(特別捜査課の分掌事務) 第36条 特別捜査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する事件の捜査に関すること。 (2) 刑事部長が命じた犯罪の捜査に関すること。 第38条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、第10号を第5号とし、同号の次に次のように加える。 (6) 警視庁知能犯捜査センター(以下「知能犯捜査センター」という。)に関すること。 第38条中第11号を第7号とし、第12号を削る。 第40条を次のように改める。 (犯罪収益対策課の分掌事務) 第40条 犯罪収益対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 犯罪収益に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。 (2) 組織的犯罪処罰法に規定する不法収益等及び犯罪収益等並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)に規定する薬物犯罪収益等に関すること。 (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に関すること。 (4) クレジットカード等の電子決済システムの不正利用に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。) 第40条の次に次の3条を加える。 (国際犯罪対策課の分掌事務) 第40条の2 国際犯罪対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 国際犯罪組織に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。 (2) 国際捜査共助及び国際犯罪捜査に関すること。 (3) 国際犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。) (4) 国際犯罪組織に係る実態解明に関すること。	(5) 在留外国人に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。 (暴力団対策課の分掌事務) 第40条の3 暴力団対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 暴力団その他犯罪組織に係る総合的対策の企画及び調整に関すること(他の分掌に属するものを除く。) (2) 暴力団その他犯罪組織に係る実態解明に関すること(他の分掌に属するものを除く。) (3) 暴力団その他犯罪組織に係る資料の収集及び整備に関すること。 (4) 暴力団その他犯罪組織に係る排除活動に関すること。 (5) 暴力団その他犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。) (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関すること。 (7) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に関すること。 (薬物銃器対策課の分掌事務) 第40条の4 薬物銃器対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 薬物及び銃器に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。 (2) 薬物事犯及び銃器事犯に係る情報の収集に関すること。 (3) 薬物事犯及び銃器事犯の取締りに関すること。 第47条の2から第47条の6までを削る。 第57条の4を次のように改める。 第57条の4 削除 第64条の7を第64条の8とし、第64条の6の次に次の1条を加える。 (公安捜査監督指導室) 第64条の7 公安部公安総務課に公安捜査監督指導室を附置する。 2 公安捜査監督指導室は、警備犯罪、外事関係法令違反事件等の取締りに係る監督及び指導に関する事務を分掌する。 3 公安捜査監督指導室に係る置く。
---	--

第64条の8の次に次の1条を加える。 (知能犯捜査センター) 第64条の9 刑事部捜査第二課に知能犯捜査センターを附置する。 2 知能犯捜査センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 知能犯罪の告訴（告発）事件の調整及び捜査に関すること。 (2) 詐欺（他の分掌に属するものを除く。）、背任及び横領に関する犯罪の捜査に関すること。 (3) 通貨及び公債の偽造に関する犯罪の捜査に関すること。 (4) 不動産侵奪及び境界毀損に関する犯罪の捜査に関すること。 (5) 名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関すること。 (6) 他の分掌に属しない特別法に係る犯罪の捜査に関すること。 3 知能犯捜査センターに係を置く。 第69条を次のように改める。 第69条 削除 第71条第3項中「、生活安全特別捜査隊及び組織犯罪対策特別捜査隊」を「及び生活安全特別捜査隊」に改める。 第72条第8項中「職務質問指導室」の次に「、公安捜査監督指導室」を、「特命捜査対策室」の次に「、知能犯捜査センター」を加え、「、ネットワーク捜査指導室及び組織犯罪対策情報分析室」を「及びネットワーク捜査指導室」に改める。 第73条第4項中「、組織犯罪対策特別捜査隊」を削る。 第81条の見出しを「（匿名・流動型犯罪グループ対策本部）」に改め、同条第1項中「警視庁特殊詐欺対策本部」を「警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に、「「特殊詐欺対策本部」」を「「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」」に改め、同条第2項中「特殊詐欺対策本部」を「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に、「特殊詐欺対策」を「匿名・流動型犯罪グループ対策」に改める。 第85条を次のように改める。 (本部長等) 第85条 方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対	策本部に本部長を置く。 2 匿名・流動型犯罪グループ対策本部に対策監を置く。 3 方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部に副本部長を置くことができる。 4 匿名・流動型犯罪グループ対策本部に参事官を置くことができる。 5 方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部に理事官を置くことができる。 第86条及び第87条中「特殊詐欺対策本部」を「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に改める。 (警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正) 第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項第1号エ中「刑事特別捜査係に限る。」の次に「、特別捜査課」を、「捜査第三課」の次に「、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」を加え、「機動分析第一係、機動分析第二係及び分析捜査係」を「機動第一係、機動第二係、分析第二係、支援第一係、支援第二係、支援第三係及び支援第四係」に改め、同号カを削る。 第3条第3号中「、生活安全部及び組織犯罪対策部」を「及び生活安全部」に改める。 第3条の2第2号中「、生活安全部（生活安全総務課を除く。）及び組織犯罪対策部」を「及び生活安全部（生活安全総務課を除く。）」に改める。 (警視庁国有物品管理規則の一部改正) 第3条 警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項第3号を次のように改める。 (3) 警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部 参事官 第4条に次の1号を加える。 (4) 警視庁サイバーセキュリティ対策本部 副本部長 (警視庁警察職員の定員に関する規則の一部改正)
--	--

第4条 警視庁警察職員の定員に関する規則（昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特殊詐欺対策本部」を「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に改める。
（東京都暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第5条 東京都暴力団排除条例施行規則（平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号（裏）及び別記様式第11号（裏）中「警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課」を「警視庁刑事部暴力団対策課」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都暴力団排除条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第10号による中止命令書及び別記様式第11号による再発防止命令書で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都暴力団排除条例施行規則別記様式第10号による中止命令書及び別記様式第11号による再発防止命令書とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第10号及び別記第11号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

通 則

7 人 委 任 第 119 号
令 和 7 年 9 月 30 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 中 西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和7年10月1日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第6項を次のように改める。

6 ロの表の職務区分一の項に規定する「総合調整を担当するもの」が部、第一方面本部又は匿名・流動型犯罪グループ対策本部において複数いる場合には、主たるものののみ、職務区分一を適用する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

